

**「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案」及び
「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う
国土交通省関係省令の整備に関する省令案」について**

1. 背景

令和6年5月29日に「都市緑地法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第40号。以下「改正法」という。）が公布されたところです。改正法は公布の日から起算して6か月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされているため、施行に伴い、関係政令及び関係省令について所要の改正を行う必要があります。

2. 改正の概要

I. 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案関係

（1）都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）の一部改正

①都市緑化支援機構に関する所要の規定の整備

改正法により、特別緑地保全地区内の土地の買入れや買入れた土地における機能維持増進事業等の支援業務を実施する都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）を国土交通大臣が全国で一に限り指定する制度が創設されたところ、支援機構が特別緑地保全地区内の土地を買入れた場合の都道府県等の負担に対する国庫補助率を規定します。

②優良緑地確保計画認定制度に関する所要の規定の整備

改正法により、都市緑地の整備、保全等の管理に関する取組を実施する民間事業者等（緑地確保事業者）が、都市緑地の確保のための取組（緑地確保事業）に関する計画（優良緑地確保計画）を作成し、当該計画が緑地確保指針に適合するものである旨の国土交通大臣の認定を受けることができることとする制度が創設されたところ、計画認定の手数料を規定するとともに、登録調査機関の登録の有効期間（3年間）、登録調査機関が行う調査にかかる手数料の額の認可方法を規定します。

（2）古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和41年政令第384号） の一部改正

①機能維持増進事業に関する所要の規定の整備

改正法により、国土交通大臣が決定する歴史的風土保存計画の記載事項に機能維持増進事業が追加されたところ、歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）における行為制限の対象外として、歴史的風土保存計画に基づいて行う機能維持増進事

業に係る行為を追加します。

②都市緑化支援機構に関する所要の規定の整備

改正法により、支援機構は通常の支援業務のほかに、特別保存地区内の土地の買入れや買入れた土地における機能維持増進事業の実施等の特定土地保全業務を行うことができることとされたところ、支援機構が特別保存地区内の土地を買入れた場合の府県の負担に対する国庫負担率を規定します。

(3) 都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）の一部改正

改正法により、都市の脱炭素化の促進に資する都市再生整備事業（脱炭素都市再生整備事業）に係る計画認定制度が創設されるとともに、計画に位置付ける事業における緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用について、民間都市開発推進機構の行う金融支援の対象に追加されたところ、対象となる具体の設備（植物の生育状況等の情報を集約し効率的に管理するためのシステム、コージェネレーション設備等）を規定します。

(4) 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和42年政令第13号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和43年政令第9号）の一部改正

支援機構が近郊緑地特別保全地区内の土地を買入れた場合の都府県の負担に対する国庫補助率を規定します。

(5) 生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）の一部改正

生産緑地地区における許可手続を要する行為の対象に、休憩所・加工工場・直売所・レストラン等の設置・管理に係る行為を追加します。

(6) 景観法施行令（平成16年政令第398号）の一部改正

景観計画が適合すべき計画等に、都道府県が作成する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（改正法による改正後の都市緑地法第3条の3第1項）を追加します。

(7) 国土交通省組織令（平成12年政令第255号）の一部改正

改正法の施行に伴う組織の事務の整理を行います。

(8) その他

その他所要の改正を行います。

II. 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案関係

(1) 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）の一部改正

①機能維持増進事業に関する所要の規定の整備

改正法により、市町村が策定する基本計画の記載事項に機能維持増進事業が追加されたところ、機能維持増進事業の具体的な内容として、緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐又は択伐、土地の掘削その他必要な措置を規定します。

また、市町村が基本計画に機能維持増進事業に係る都市計画事業の認可に関する事項を記載する場合の施設管理者等への協議に当たっては、基本計画に記載しようとする改正法による改正後の都市緑地法（以下「新都市緑地法」という。）第19条の3第1項に規定する事項を記載した書類等を提出する必要があることを規定します。

②都市緑化支援機構に関する所要の規定の整備

支援機構の運営及び支援業務の実施に関する以下の規定の整備を行います。

【支援機構の運営に関する事項】

支援機構の指定に当たって、新都市緑地法第69条に定めている事項の他に適合を求める基準として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する十分な知見と活動実績を有することを規定するほか、業務規程の記載事項（特定緑地保全業務を行う事務所等）や帳簿の記載事項（土地を買い入れた年月日等）、業務規程や事業計画等の認可の申請方法、事業報告書等の提出方法、区分経理の方法を規定します。

【支援業務の実施に関する事項】

都道府県等から支援機構に対する特定緑地保全業務の実施の要請方法（要請書に対象土地の区域等を記載すべきこと）や、支援機構と都道府県等との間で締結する業務実施協定の記載事項（土地の買入れ方法等）を規定します。

③優良緑地確保計画認定制度に関する所要の規定の整備

計画認定の申請書の様式や申請に当たって添付が必要な資料（計画が緑地確保指針に適合することを証明する書類等）を規定するとともに、計画の記載事項（緑地確保事業を実施する区域内の緑地等の位置及び緑地の面積）、国土交通大臣による技術的調査の方法、国土交通大臣の認定を要しない軽微な変更の対象（地域の名称や地番の変更に伴う変更等）、認定を受けた計画の定期報告の方法を規定します。

（2）古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和42年建設省令第2号）の一部改正

①機能維持増進事業に関する所要の規定の整備

機能維持増進事業の具体的な内容として、緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐又は択伐、土地の掘削その他必要な措置を規定します。

②都市緑化支援機構に関する所要の規定の整備

府県から支援機構に対する特定土地保全業務の実施の要請方法や、支援機構と府県との間で締結する特定土地保全業務実施協定の記載事項（土地の買入れ方法等）、支援機構

が特定土地保全業務を行う場合の都市緑地法施行規則の適用の方法を規定します。

(3) 都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）の一部改正

脱炭素都市再生整備事業に係る計画認定制度について、申請事業者が計画に記載する再生可能エネルギー設備等の対象となる具体の設備（コージェネレーション設備等）を規定するとともに、計画認定の申請書の様式や申請に当たって添付が必要な資料（再生可能エネルギー発電設備等の性能や整備の状況を明らかにする書類等）を規定します。併せて、計画の記載事項である緑地・緑化施設及び再生可能エネルギー設備等の整備や管理の内容等について、それぞれ計画認定に係る基準（整備事業区域内の緑地等の面積の割合が10%以上であること等）を規定します。その他、計画認定をした際の国土交通大臣による公表事項を規定します。

(4) 国土交通省組織規則（平成13年国土交通省令第1号）の一部改正

改正法の施行に伴う組織の事務の整理を行います。

(5) その他

その他所要の改正を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年10月下旬

施 行：令和6年11月（改正法の施行の日）